

平成20年8月15日

東京都福祉保健局

障害者施策推進部計画課長

望月秀夫様

社団法人東京都盲人福祉協会

会長 笹川吉彦

「障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けて」についての意見

P1 はじめに

4 ッ目の○ 障害のある人がもっと企業等

企業や自営等で働ける

P14 4 障害者雇用の拡大と就労支援 に追加

○ 障害者権利条約第27条に労働と雇用は規定されており、その中で自営活動の推進も取り上げているので、一行を追加し、重度障害者の多くが従事する自営業活動に対する支援を追加すべき。

P50 オ 東京都自らの取り組み

職場実習に視覚障害者も含むべき

自営業者に対する支援を追加すべき。

中途障害者の職場復帰への支援を追加すべき。

P58 ・視覚に障害のある人への支援

活字文書の読み書きのできない視覚障害者のため、代筆・代読を担当する者の位置付けを明確にする必要がある。

一行を加えて下さい。

- 東京都は、都民の障害者に対する理解、認識を高めるため、あらゆる手段を講じてその啓発広報に努めるべきである。

おわりに 一行を加えて下さい。

国は現在障害者基本法並びに障害者自立支援法の見直しを行なっていることから、改正が行われた暁には東京都はこれに迅速に対応できるよう、万全を期す必要がある。